

一般社団法人日本登山医学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本登山医学会と称する。英語名は、**Japanese Society of Mountain Medicine** とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、社員総会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本国内外における登山活動及びこれに関連する医科学研究ならびにその成果の普及と啓発に関する事業を行うことにより、登山医学の進歩普及を図り、もって我が国の学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 登山医学に関する学術集会、研修会などの開催
- (2) 登山医学に関する学会誌「登山医学」、その他の刊行物の発行
- (3) 登山医学に関する調査研究、研究の奨励及び研究業績の表彰
- (4) 会員相互及び国内外の関連学会や組織との連携協力
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の5種とする。

- (1) 正会員 登山医学に関する学識経験を有し、この法人の事業に賛同する個人
 - (2) 学生会員 登山医学に関する関心を持ち、この法人の事業に賛同する学生
 - (3) 名誉会員 この法人の発展に関して学術上の功績が特に著明な者で、理事会が推薦し社員総会で承認された個人
 - (4) 終身会員 この法人の発展に長年寄与し、理事会が推薦し社員総会で承認された個人
 - (5) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、法人及び団体
- 2 概ね正会員10人の中から1人の割合をもって選出された代議員をもって、一般社団

法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする(端数の取り扱いについては理事会で定める)。

- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会及び社員総会の決議を経て、会長が別に定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に他の正会員と等しく被選挙権を有する。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく選挙権を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、3月末までに実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権は有しないこととする）。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになるときに備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 補欠の代議員である旨
 - (2) 特定の代議員の補欠として選任する旨
 - (3) 当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。
- 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

1 1 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責務を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(入会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、名誉会員及び終身会員はこの限りでない。

2 既納の会費は、いかなる場合でも返還しない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名及び代議員の解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 収支予算の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）等の承認
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 理事会で付議したもの
- (8) 定款の変更
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名及び代議員の解任
- (2) 理事の解任

- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権を行使することができる。
- 4 前項の場合における1項及び2項の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選出された議事録署名人2名が、記名押印する。

第5章 役員など

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内
 - (2) 監事 4名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、3名を業務執行理事とする。
 - 3 代表理事をもって会長とし、業務執行理事のうち1名を第1副会長、1名を第2副会長及び1名を専務理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人をおかねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び会長以外の業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。なお、再任は妨げないが、連続3期までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。なお、再任は妨げないが、連続3期までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第26条 この法人に、任意の機関として、1名以上5名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問はこの法人における会長等の経歴を有する者で、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応ずること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、第1副会長、第2副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 社員総会に付議すべき事項の決定
- (5) 細則及び規則類の制定、同改廃の決定
- (6) その他この法人の業務に関する諸課題の決定

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、第1副会長が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面もしくは電子メール等の電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第36条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

第11章 補則

(委任)

第37条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。ただし、この定款の施行についての細則は、理事会及び社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立年度の事業計画及び収支予算は、第12条の規定にかかわらず設立理事会の定めるところによる。
- 2 従来日本登山医学会の正会員、学生会員、名誉会員、賛助会員であって、第5条に規定する正会員、賛助会員の資格を有する者及び団体は、第6条の規定にかかわらず設立の登記の日からそれぞれ当該会員となる。
- 3 従来日本登山医学会の永年会員であって、第5条に規定する終身会員の資格を有する者は、第6条の規定にかかわらず設立の登記の日から終身会員となる。
- 4 この法人の設立時社員（代議員）は、第5条の規定にかかわらず、次に記載する2名とし、これに加えて、この法人の設立の登記の日から、日本登山医学会の解散時に評議員であった者は代議員となる。

茨城県つくば市梅園二丁目21番21

浅野勝己

千葉県稲毛区黒砂二丁目1番5号

増山茂

5 この法人の設立当初の役員は、第20条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

設立時理事 松林公藏、浅野勝己、小野寺昇、上小牧憲寛、野口いづみ、
堀井昌子、増山茂、山本正嘉

設立代表理事 松林公藏

設立時監事 大野秀樹、橋本しをり

6 この法人の設立当初の役員の任期は、第23条の規定にかかわらず、平成25年6月に実施される定時社員総会の終結の時までとする。

以上、一般社団法人日本登山医学会を設立のため、設立時社員浅野勝己外1名の定款作成代理人である司法書士 佐伯勝利は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成25年3月23日

設立時社員 茨城県つくば市梅園二丁目21番21
浅野勝己

設立時社員 千葉市稲毛区黒砂二丁目1番5号
増山茂

上記設立時社員2名の定款作成代理人
東京都港区赤坂四丁目15番1号
司法書士 佐伯勝利